

市税の軽減措置チェックシート

(1) 軽減措置の内容

担当	経済戦略局立地交流推進部立地推進担当
概要	国際戦略総合特別区域における市税の軽減
目的	市内の国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化を通じて本市内の経済の活性化を図り、もって市民生活の向上に資する。
税目	法人市民税、事業所税、固定資産税、都市計画税
軽減対象	<p>【法人市民税・事業所税】 市内の国際戦略総合特別区域に新たに進出し、事業計画の認定を受け、ライフサイエンスや新エネルギーに関する事業を行う法人</p> <p>【固定資産税・都市計画税】 事業計画認定後3年以内に取得・供用開始され、供用開始後1月1日時点にて所有し、認定された事業の用に供している固定資産</p> <p>[要件] ・事業計画認定後、3年以内に当該特区関連事業を開始していること ・関西国際戦略総合特別区域地域協議会に参画していること ・条例に規定された市税の滞納等の除外規定に該当していないこと</p>
軽減割合	最大で5年間税額ゼロ+5年間1/2 ※法人市民税・事業所税については、市内からの移転の場合、従業者数等の増加割合に応じて軽減 ※固定資産税・都市計画税については、認定特区事業の用に供している割合に応じて軽減
軽減期間	最大10年間
減収見込額	10年間見込 約2,010百万円
導入経費 (別途予算要求有)	497千円(特区地域進出等事業計画認定審査会経費)

(2) 直近の見直し状況

見直した時期	なし
内容	

(3) 効果の検証

効果測定方法	認定特区事業における設備投資額、雇用者増加数、市税軽減額、進出企業数 ※毎年事業報告書の提出を受け、事業計画に適合しているか等を実地調査等により確認
達成状況	<p>【進捗状況】 今回の効果検証期間である平成28年度から平成29年度までの2年間に於いて新たな事業計画1件を認定しており、平成24年度の制度創設以降、約60億円の設備投資、約100名の新規雇用が見込まれ、10年間の市税軽減額は約4億円と試算している。(今回の効果検証期間においては、設備投資額100億円、雇用者増加数約900人、10年間の市税軽減額約20億円、進出企業案件8件、と試算していた。) ※今回の効果検証期間における設備投資額等については大阪市情報公開条例第7条第2号の規定により非公表。</p> <p>【今後の方向性】 夢洲・咲洲地区において、NITE(製品評価技術基盤機構)による世界最大級の大型蓄電池の試験・評価施設が平成28年度からサービスを開始しており、今後関連企業の進出が期待される。また、特にリチウムイオン電池については、近年関西のシェアが我が国の海外出荷シェアの85%に達するなど、引き続き期待の持てる分野である。さらに、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとした夢洲への万博誘致の機運の醸成を背景に、関連企業の進出が期待される。 大阪駅周辺地区においても、PMDA(医薬品医療機器総合機構)やAMED(日本医療研究開発機構)等のライフ分野の関係機関が進出し、医薬品や医療機器等を開発する基盤が整備されている。また、「みどり」とイノベーションの融合拠点」の形成をめざした取組みが進められており、イノベーション創出などを目指した関連分野の企業の進出が期待できる。 このように、両地区において、ライフ・グリーン分野の支援機関が進出し、企業の事業環境が向上していることから、引き続き府市による「地方税ゼロ」という強力なインセンティブを、企業へのアプローチの際やプロモーションセミナーなどのあらゆる機会を通じて積極的に発信することで、関連産業の集積の促進と産業の国際競争力の強化を通じて本市の経済の活性化を図っていく。</p>

効果の評価	理由
十分効果をあげている	<input type="checkbox"/>
一定の効果をあげている	<input checked="" type="checkbox"/>
効果に疑問がある	<input type="checkbox"/>
その他	<input type="checkbox"/>

今回の効果検証期間である平成28年度から平成29年度までの2年間に於いて新たな事業計画1件を認定しており、平成24年度の制度創設以降では、約60億円の設備投資、約100名の新規雇用が見込まれる。ライフサイエンスや新エネルギー分野における新たな事業が行われ、産業の国際競争力の強化に向けた取組みが進んでおり、一定の効果をあげている。

(4) 確認項目

基本的視点		適	不適	説明
1	法律との整合性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	本条例における市税の軽減は、地方税法第6条の規定によるものであり、問題ない。
2	公益上の必要性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	本制度は、国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化を通じて、本市内経済の活性化を図るという政策目標を達成するためのものであり、結果として「(3) 効果の検証」のとおり、設備投資額の増加、雇用の創出等に寄与した。
3	実務上の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	制度創設時点から、取扱いに変更がないため問題ない。
4	対象を定める期間の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	企業の進出に際しては、進出に適した物件の有無、交通アクセス、雇用の確保等、さまざまな条件を総合的に勘案し、それに基づき進出の意思決定や事業計画(設計等)の作成が行われるため、一定の時間を要するということや、国税の軽減措置の延長に合わせ、平成30年3月31日までとした期間は妥当であった。 引き続き市内の国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化を図るため、事業計画の受付期間を2年延長し、平成32年3月31日までとしたい。
5	軽減期間の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	軽減期間については、研究開発型の分野では事業が軌道に乗るまで長期を要するケースがあることを踏まえるとともに、国内最長という競争力あるインセンティブとしたことにより、新たな企業の進出に寄与したことから、10年間という軽減期間は妥当であった。
6	手段の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「地方税ゼロ」というインパクトのあるインセンティブとするとともに、国際的に競争力のある法人実効税率を実現できることから、産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化を図るためには本軽減措置によることが妥当である。 なお、平成30年度税制改正では、一部縮減はあったものの、総合特区税制に関して制度の継続が示されたことから、本市制度を継続し、総合特区税制の活用も図ることにより、税制面における国際競争力及び国内各都市に対する優位性を保つことが可能となる。 こうしたことから、本市としては、産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化にあたり、「地方税ゼロ」という強力なインセンティブを保持するため、現行制度を延長実施する。
7	他の施策との関係	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	総合特区制度において、地方公共団体は、国の施策と相まって政策課題の効果的な解決のために必要な施策を実施する責務を有しており、その一環として市税軽減措置を実施しているという関係性がある。
8	減収見込額の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	前回延長時の試算における減収見込額から約19億5千万円が乖離している。その要因は、設備投資額の試算と実績に乖離があるためである。 今回の延長に際しては、延長期間の2年間で進出可能性のある区画について、過去の実績を踏まえた積算単価による試算に改め、10年間の減収額を約19億円と見込んでいる。

(5) 今後の方向性

<input checked="" type="checkbox"/> 現行のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直したうえで継続 <input type="checkbox"/> 廃止する <input type="checkbox"/> その他	→	見直しの内容	
		見直しの時期	
↓		その他の内容	
	→	廃止の理由	
		廃止の時期	

終期設定 平成 31 年度	<input type="checkbox"/> 終期到来により廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 終期到来時に再検討	次回検証年度(予定) 平成 31 年度
------------------	---	------------------------

(6) 財政局のコメント(今後の課題等)

- ・ 進出企業数について1件のみと、当初の試算から乖離が生じており、本来の政策目的が十分達成できているとは考えにくい。
- ・ 今回、2年延長を行った場合には、この2年間のような乖離が生じないよう、これまでの取組を適切に評価したうえで改善策を検討し、政策目的の実現に向けて取り組んでいただきたい。